

# 簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続きに係る手続開始の公示

(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成21年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

平成21年 1月20日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 北部国道事務所長 石垣 弘規

## 1. 業務概要

- (1) 業務名 平成21年度北部国道管理関係工事積算技術業務 (電子入札対象案件)
- (2) 業務目的 本業務は、北部国道事務所より発注される工事の設計書を作成するにあたり、工事発注用図面、数量総括表 (数量計算書)、積算資料、積算データ等の作成の支援を行うことにより当該事務所における工事発注を円滑に行うことを目的とする。
- (3) 業務内容
  - 予定工事件数は60件を予定しており、各工事ごとに以下の業務を主に実施する。
    - ・積算に必要な現地調査
    - ・工事発注図面及び数量総括表 (数量計算書) の作成
    - ・積算資料作成
    - ・積算システムへの積算データ入力 (データリスト作成)
    - ・照査
- (4) 履行期間 平成21年4月1日～平成22年3月31日
- (5) 本業務は提出資料、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。
- (6) 本業務は、参加表明と同時に、技術資料を提出する方式 (簡便型プロポーザル) の試行業務である。(技術提案書の提出をもって参加表明書の申請とみなす)

## 2. 参加資格要件

- ① 予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。) 第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ② 沖縄総合事務局における平成21・22年度土木関係コンサルタント業務に係る一般競争 (指名競争) 参加資格の認定を受けているものであること。なお、平成21年4月1日に認定を受けるためには、官報公告 (H20.10.17) によって定期受付を行う必要がある。(会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

- ③ 沖縄総合事務局における平成21・22年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格申請書を受理されていない場合も技術提案書を提出することができるが、本業務に参加資格がある者として選定されるためには技術提案書の提出期限日において当該申請書を受理されていなければならない。

なお、平成21・22年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を平成21年4月1日まで認定されていない場合、競争に参加する資格を有していない者のした入札に該当し、入札は無効とする。

- ④ 沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

### 3. 業務実施上の条件

#### (ア) 中立・公平性に関する要件

- ・本業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。
- ・本業務の履行期間中は、当該事務所の発注工事に参加できない。
- ・発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請けをしていることをいう。
- ・資本面・人事面で関係があるとは、次の①又は②に該当するものをいう。
  - ①一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
  - ②一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

#### (イ) 業務実施体制に関する要件

- ・技術提案書を提出する者は、沖縄県内に業務拠点(予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を有するものであること。
- ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

#### (ウ) 業務実績に関する要件

- ・技術提案書を提出する者は、平成11年度以降に完了した以下に示す業務（平成20年度完成予定業務も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。  
但し、沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省の発注した業務（港湾空港関係を除く。）に係る実績である場合においては、業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、公物管理業務(道路)、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務(道路)、調査検討・計画策定業務(道路)、管理施設調査・運用・点検業務(道路)、測量業務、地質調査業務。

### 4. 配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

#### (ア) 予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有するもの

- ・技術士（総合技術監理部門一建設）
- ・技術士（建設部門）
- ・土木学会上級又は土木学会一級技術者

- ・ 1 級土木施工管理技士
- ・ R C C MまたはR C C Mと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）
- ・ 「沖縄地方公共工物品質確保等推進協議会」が認定した I 種支援技術者又は II 種支援技術者その他これに準ずると発注者が認める者
- ・ 「公共工事の発注者」として技術的実務経験を 2 5 年以上有する者

(イ) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

予定管理技術者は、平成 1 1 年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成 2 0 年度完成予定業務も対象に含む）において、1 件以上の実績を有すること。

業務実績には、発注者として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。

ただし、従事したことが証明できる資料（契約書等）の写しを添付すること。

〔1〕同種業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した土木工事に関する発注者支援業務。

〔2〕類似業務：地方公共団体（都道府県、政令市を除く）、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務。

：国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務（道路）、CM業務、P F I 事業技術アドバイザー業務、土木設計業務（道路）の概略設計、予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者。

(ウ) 直接的雇用関係

予定管理技術者は、本業務の履行期間開始から完了まで本業務の受注者と直接的雇用関係があること。

(エ) 手持ち業務量

予定管理技術者は、平成 2 1 年 4 月 1 日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が 4 億円未満かつ 10 件未満であること。但し、手持ち業務とは管理技術者として従事している契約金額が 5 0 0 万円以上の業務をいう。

5. 参加資格者の選定に関する事項

技術提案書を提出した者のうち、2. に規定する参加資格要件、3. に規定する業務実施上の条件及び 4. に規定する配置予定管理技術者に対する要件を満たす者 全て を参加資格者として選定する。

6. 技術提案書を特定するための評価項目ごとの細目は、下記のとおりとするが評価基準の詳細は業務説明書による。

(1) 予定管理技術者

- ① 資格
- ② 専門技術力（同種及び類似業務の内容）
- ③ 情報収集力

(2) 実施方針等（業務の理解度・実施体制）

(3) 特定テーマ

- ①的確性
- ②実現性

## 7. 入札手続等

### (1) 担当部局

〒905-0019 沖縄県名護市大北4丁目28番34号  
沖縄総合事務局 北部国道事務所 庶務課 契約係  
電話0980-52-4350  
FAX 0980-52-1131

### (2) 業務説明書の交付期間、場所及び方法

業務説明書を電子入札システムより交付する。交付期間：平成21年1月20日（火）から平成21年2月9日（月）までのうち、閉庁日を除く毎日の「9時00分から17時15分まで」とする。

但し、やむを得ない事由により、書面により交付を希望する場合は、上記（1）担当部局にて交付するので、あらかじめ連絡すること。

なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

### (3) 技術提案書の提出期限、場所及び方法

平成21年1月20日（火）から平成21年2月9日（月）17時15分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て持参あるいは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）する場合は、平成21年2月9日（月）17時15分までに上記（1）に、1部を持参又は郵送するものとし、電送又は電子メールによる提出は受け付けない。

### (4) 技術提案書の特定予定

技術提案書の特定予定日：平成21年3月6日（金）

## 8. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口7.（1）に同じ。

(5) 本業務にかかる契約締結は、平成21年4月1日とするが、当該業務にかかる平成21年度予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

(6) 詳細は、業務説明書による。